

ニュースレター

2012年の第7



読者様

フレーザ法律事務所の最新ニュースレターへようこそ。ここでは企業及び投資化の事業に相当な影響を当る可能性のある新しい法律規定に関する情報を提供します。

- 2012年11月に国会に承認された新規法律の概要
- 労働組合に対する労働使用者の責任を強化する2012年労働組合法の概要
- 証券法ガイドラインである新規政令の重要な事項のまとめ
- 新しい不服申立法の概要及び不服申立手続

弊事務所のニュースレターは興味深い情報を確信して提供します。これらの情報に対する読者のコメント、意見は newsletter@frasersvn.com という電子メールアドレスまでご送付していただければ、幸いです。

また、法制度に関する有益な情報をご提供するこのニュースレターは正式な法律助言を意味しません。このニュースレターにおいて触れている課題に関する更なる情報を求める読者は上記のアドレスまでご連絡をいただければ、幸いです。

ベトナムにおける法律事務所に関する信頼性の高いガイドブックであるThe Asia Pacific Legal 500は最新出版物において、フレーザ法律事務所を以下の分野においてベトナムにおける最上位法律事務所としてランク付けをしました。

- | | |
|-----------------|---------|
| • 金融及び銀行 | • 紛争解決 |
| • 企業及び企業のM&A | • 保険業 |
| • プロジェクト及びエネルギー | • 知的財産権 |
| • 不動産及び建設業 | • 税務 |
| • 技術及びICT | |
| • 資本市場 | |



ニュースレター

2012年の第7



また、The Asia Pacific Legal 500が調べていたときに高評言葉を頂きましたお客様及び関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。我々は皆様のご支援がなければ、存在できないと強く認識しております。お客様へのサービスをさらに向上できるような様々な方法を絶えずに模索しており、皆様からのコメントを喜んで受け入れます。是非貴重なコメント、意見をfeedback@frasersvn.comという電子メールを通じてご教示してください。

国会第8会期第4会議が2012年11月23日に終了しました。今回の会議において国会は6つの法案を審議し、9つの法律案を承認しました。承認された法律案は以下の通りです。

- 個人所得税法の一部の改正法案
- 電力法の一部の改正法案
- 税務管理法の一部の改正法案
- 出版法の改正法案
- 会社法の改正法案
- 弁護士法の一部の改正法案
- 汚職防止法の一部の改正法案
- 国家備蓄法案
- 首都法案

上記の法律案が国家主席によって正式な制定をされた後、皆様にそれらの重要事項を次号のニュースレターで提供します。

2012年労働組合法による労働使用者の労働組合への責任強化

ベトナムにおいて労働組合は労働者の権利の保護手段として国家に支援される組織です。

1990年労働組合法を整備するために2012年6月20日に労働組合法(新法)は1990年労働組合法を代替する法律とし

ニュースレター

2012年の第7



て国会に承認されました。新法は2013年1月1日より施行されます。新法は、労働組合の役割・機能を強化し、かつ労働使用者に対して労働組合の活動及び労働組合幹部への良い条件の付与を求めました。以下は新法の注目される事項です。

労働使用者の労働組合幹部への義務

労働使用者は原則上、企業における労働組合を設立する義務を負いません。ただし、企業内の労働組合が上級労働組合(区労働組合又は工業団地労働組合)によって設立された場合には、労働使用者は労働組合の活動に必要な機材施設及び良い環境を与えるというサポート責任を負います。

新法もまた、労働組合幹部に認められる労働組合の活動時間に関する具体的な規定を定めました。

- 兼任労働組合幹部について

兼任労働組合幹部とは企業に勤務する労働者で、労働組合副班長以上の任務で労働組合活動を兼任する者として、労働組合大会、各級労働組合会議に選定され、又は労働組合執行委員会に指名・任命される者である。

新法では、兼任労働組合幹部はその職名によって月に12時間から24時間までの時間を使って有給で労働組合作業をすることができます。企業内の労働組合執行委員会及び労働使用者はその企業規模によって上記の時間増加を合意することができます。兼任労働組合幹部は有給で上級労働組合によって行われる研修、会議に参加することが認められます。

- 専任労働組合幹部について

専任労働組合幹部とは労働組合組織(企業内労働組合組織を含める)に採用、任命され、労働組合組織内の常勤作業を担当するために給料を支払われる者です。

専任労働組合幹部は企業内労働組合組織に派遣される場合に、労働使用者はその幹部に対して他の従業員と同様な権利及び集団福祉を確保しなければなりません。

兼任労働組合幹部との労働契約の終了について

新法は労働者である兼任労働組合幹部を保護するために以下の特別な規定を定めました。

- 労働者である兼任労働組合幹部はその任期中に労働契約の期間が切れるために労働契約を終了せざるを得な

ニュースレター

2012年の第7



い場合に労働使用者は労働契約をその任期が終了するまで延長しなければならない。これは労働法と矛盾するように見られるが、国会常務委員会によれば労働者が労働組合に参加するための特殊な制度である。2008年11月5日付のベトナム労働組合の定款によれば、労働組合幹部の任期は5年に2回開催される企業内の労働組合大会の任期に相当するものである。

- 労働使用者は法律に従って、兼任労働組合幹部である労働者に対して一方的に労働契約の解約又は解雇しようとする場合に企業内の労働組合執行委員会又は上級労働組合執行委員会から合意書を得られなければ成らない。現行法では、兼任労働組合幹部との労働契約の解約又は解雇は労働組合から合意を得られなければならない。労働使用者と労働組合との間に合意が得られない場合には、双方は当局にそれを報告しなければならない。報告日より30日後、労働使用者は意思決定をすることができ、その決定について責任を負う。

労働組合財務

ベトナム労働組合連合会の統計データによれば、2012年5月まで113000社が労働組合が存在し、全国の企業の24.36%を占めます。

現在、労働組合のある企業については、毎月労働組合活動のためにベトナム人労働者への給料総額1%(外国投資家によって設立される企業又は外国投資家が49%以上の株式を保有する企業、或いはBCC契約の外国側の運営事務所の場合)、又は2%(他の労働組合組織を持つ企業)に相当する金額を納付しなければなりません。

これに対して、新法では、2013年1月1日より労働組合の存在しない企業(企業全体の75.64%を占める)を含めてすべての企業は、労働組合経費として労働者の社会保険料を支払う基礎額である給料基金の2%を納付しなければなりません。労働組合が存在しない企業における労働組合経費の納付手続に関する施行細則が今後公布されると考えられます。

証券法に関する新しい政令について

2012年7月20日に政府は証券法の一部改正法の施行細則として政令58/2012/NĐ-CP号を定めました(政令58号)。政令58号は政令14/2007/NĐ-CP号(政令14号)、政令84/2010/NĐ-CP号及び政令01/2010/NĐ-CP号(政令01号)を代替して、2012年9月15日に施行されます。

ニュースレター

2012年の第7



政令58号はベトナムにおける証券に関する多くの規定を改正しました。このニュースレターでは、公開会社に関連する一部の規定を紹介します。

個別株式の売出オファー

個別株式の個別株式売出オファーの登記手続きについては、政令1号は適切な登録申請書を提出した後30日以内当局から意見を受けない場合には、募集組織は登録申請書通りに募集をすることができます。ただし、この規定は政令58号に改正されました。すなわち、適切な登録申請書を提出した後15日以内、非公開信用組織が中央銀行から非公開保険会社が財政省から、公開会社が国家証券委員会から確認通知書を受けることとなります。登録期間は15日と定められるが、個別株式売出オファーは、当局の事由によって遅延される可能性も検討すべきだと考えられます。

政令58号は、証券代金を売出オファーが完了するまでの商業銀行の封鎖口座への振込という政令1号の規定も排除しました。

労働者への株式政策

政令58号は初めて外国組織に働くベトナム人労働者によるボーナス株式の保有を定めました。すなわち、ボーナス証券に付する権利ベトナムの外貨管理規制に従って行使すれば認められます。ただし、このボーナス株式はベトナム証券取引市場において取引することができません。この規定は、ベトナムにおける外国組織に働くベトナム人労働者のみに適用するので、ベトナムにおける外資系企業に働くベトナム人労働者は外国の親会社に発行されるボーナス株式を保有できるかどうかは不明です。これに関するより詳細なガイドラインが必要となります。

スワップ目的の株式の追加発行

政令58号はその他の企業の株式又は出資分と交換するために株式発行に関する一定の条件を定めました。すなわち、この発行は株主総会の承認、出資比率に関する規定、公開購入オファーの方法及び株主の数が不定する書類規定に従うべきです。

公開購入オファー

2009年10月2日付財政省通達194/2009/TT-BTC号(通達194号)では、目標会社の株主が購入オファーを承諾した後に公開購入オファーの期間中にその承諾を取消することができます。これに対して、政令58号は目標会社の株主は購入オファーの条件が変更され、又はその他の組織個人が目標会社の株式を競争的な購入オファーをする場合に

ニュースレター

2012年の第7



限って、承諾を取消すことができると定めます。

通達194号では、目標会社が上場会社である場合に、購入オファー登記日より60日間前における購入オファー価格は証券取引所が公表した目標会社の平均株価より下回ってはなりません。これに対して、政令58号は、さらに購入オファー価格は同期間に目標会社の株式を購入した最高額より下回ってはならないという条件も加えました。

登録証券

政令58号では、ベトナム企業は外国での登録証券を発行するために新株を発行することができます。ただし、これは、ベトナム及び関係国の売出オファー条件の満足、外国投資家の出資比率に関する規定の遵守及び株主総会の承認を条件とされます。

条件	政令14号	政令58号
ホーチミン市証券取引所での上場(HOSE)		
出資した定款資本の最少額	800億ドン	1200億ドン
利益の可能性	直近2年間に <ul style="list-style-type: none"> 利益があった。 累積赤字がなかった。 	直近2年間に <ul style="list-style-type: none"> 株式会社の形態 自己資本対税引き後利益の比率(ROE)は最低5%; 利益がある。 12ヶ月を超えた延滞債務がなかった 累積赤字がなかった
株式の配分	最低100名の株主が評決権の付く株式20%を保有すること。	最低300名の株主が評決権の付く株式20%を保有すること。
ハノイ証券取引所での上場(HNX)		
出資した定款資本の最少額	100億ドン	300億ドン
利益の可能性	前年に <ul style="list-style-type: none"> 利益があった。 12ヶ月を超えた延滞債務がなかった。 	前年に <ul style="list-style-type: none"> 株式会社の形態である。 自己資本対税引き後利益の比率(ROE)は最低5%である。 利益がある。 12ヶ月を超えた延滞債務がなかった。 累積赤字がなかった
株式の配分	最低100名の株主が評決権の付く株式を保有すること。	最低100名の株主が評決権の付く株式15%を保有すること。

ニュースレター

2012年の第7



分けられました。これによって、明確かつ透明性が確保され、施行しやすい法律規定が定められました。

ここで、不服申立法を集中して紹介します。不服申立は今日ベトナムの経営状況において注目されることです。最近、企業の生産経営に重大な不利を与える違法な行政決定に不服のある多くの企業が存在しているようです。

同法の基本規定及び新規定

不服申立法は2011年11月11日に国会に承認され、2012年7月1日より施行されます。政府は同法の施行細則として2012年11月20日に政令75/2012/NĐ-CP号を公布しました。

同法は行政機関又は行政機関の職権者による行政決定、行政行為に対する不服申立を定めました。同法は、また、不服申立の解決、国民相談、及び幹部・公務員の懲戒決定の不服申立の管理監督に関する規定も定めました。

注意事項 「ベトナムにおける外国機関組織・個人の不服申立」については、基本的に不服申立法が取り扱いますが、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約が異なる規定を定める場合はその限りではありません。

また、適切な変更事項は「行政決定」に関する提議です。この概念は明確に定められていなかったため、複数の理解仕方が存在し、執行に困難が生じました。今回の不服申立法は「行政決定とは決定、指示、通知、公文書、又は解決文書などの名称、形態の如何を問わず、行政機関又は行政機関の職権者によって発行された文書である」(第3条)と明確に定めました。

不服申立の解決

不服申立手続については、これまで不服申立者が、裁判所に訴訟提起をする前に必ず行政決定を出した行政機関に対して1回目の不服申立をしなければなりません。ただし、不服申立法及び行政訴訟法では、行政事件を裁判所に提起することは不服申立の如何なる段階においても行うことが可能です(第7条)。また、1回目の不服申立が義務ではありません。ただし、これらの手続は平行で行うことができません。不服申立者はいずれかの手続を選択して行わなければなりません。

1回目の不服申立期間は行政決定を受取った日又は行政決定又は行政行為を知ったときから90日¹以内です(1回目の不服申立)。1回目の不服申立は不服申立日より10日以内に受理を検討されます。受理後30日(特別の場合に

¹ 不服申立法に定める「日」とは営業日ではない通常日である。

ニュースレター

2012年の第7



上場

株式の上場について、政令58号は政令14号に比べて、以下のようにより厳格な条件を定めました。

上場の取消

政令58号は、政令14号に比べて、以下の上場取消に関する規定を追加しました。

- 上場組織は3年連続財務報告書の提出を遅延した。
- 国家証券委員会又は証券取引所は上場申請書類を偽造し、又は投資家の決定に重大な影響を与える重大な偽る情報を含むことを発覚した。
- 上場組織は情報開示義務を重大に違反した場合及び証券取引所又は国家証券委員会が投資家の権利を保護するために上場を取消すべきと判断するその他の場合

政令58号では、任意の上場取消は株主総会が大口株主以外の株主50%を超えた評決により、かつ上場日より少なくとも2年が経過して初めて行うことができます。

公開会社の登録取消

政令58号では、公開会社は国家証券委員会に対して公開会社の条件を満たさなくなった日より15日以内にそれを通知する義務を負います。国家証券委員会は、合併、統合、破産、解体、企業形態の変更又はその他の組織個人に保有される場合を除き、公開会社の条件を満たさなくなった日より1年後に公開会社の登録取消を検討します。国家証券委員会が公開会社の登録取消を通知するまでの間に当該会社は公開会社に関する規定を遵守すべきということが注意されるべきです。

新しい不服申立法

概要について

1998年に不服申立告発法は不服申立告発に関する手続の制度化を図って制定されました。不服申立と告発は異なる制度であるにもかかわらず、2011年までに同一の関連法律文書において定められてきました。

2011年にこれらの制度は法律02/2011/QH13号(不服申立法)及び告発法03/2011/QH13号という二つの法律に

ニュースレター

2012年の第7



45日)以内に1回目の不服申立は検討・解決されなければなりません(1回目の決定)。1回目の不服申立に対する対話は義務ではありません。不服申立法では、1回目の決定は発行日より3日以内に不服申立者に送達しなければなりません。

不服申立者は、1回目の決定に不服がある場合又は1回目の不服申立解決期間が経過したが解決決定を受けられない場合に30日(特別の場合に45日)以内に1回目の不服申立又は裁判所に行政訴訟を提起することができます。

2回目の不服申立については、受取った日より10日以内に検討受理し、受理日より45日(特別の場合に60日~70日)以内に解決しなければなりません。この段階では、解決は必ず対話及び不服内容の釈明を通じて行うべきです。不服申立法では、2回目の不服申立に対する解決決定(2回目の決定)は7日以内に不服申立者に送達しなければなりません。

2回目の決定に不服のある場合又は45日の解決期間が経過しても解決決定を送達されていない場合には、不服申立者は裁判所に対して行政訴訟を提起することができます。

不服申立法及び土地法

現在、多くの不服申立は土地に関連するものです²。しかしながら、不服申立の手続について不服申立法及び2003年土地法に異なる規定がある。

例えば、土地法では、土地分野の不服申立期間は行政決定を受けたとき又は行政決定行政行為を知ったときから30日以内であると定めましたことに対して、不服申立法では、「他の法律が不服申立に関する他の規定があれば、その法律規定を適用する」と定めました。このように、土地法の規定は優先適用となります。土地分野は他の分野と違った不服申立期間を適用すべき理由は不明確です。今後の土地法改正法によって不服申立期間が他の分野と統一される可能性が考えられます。

また、土地法では、1回目の解決決定に不服のある場合に不服申立者は裁判所に訴訟を提起し又は省級人民委員会に不服申立をすることができます。その場合、省級人民委員会の解決決定は終審のものになります。これに対して、不服申立法第42条では、不服申立者はこの決定に対して裁判所に訴訟を提起することができます。これらの差異については、今後の土地改正法によって解決されると信じます。ただし、土地法の改正法が制定されるまでの間に法の施行はこれら差異によって困難が生じると考えられます。

² 国会常務委員会の監督結果による。